



2023年9月20日

各 位

会 社 名 G F A株式会社

代表者名 代表取締役 片田 朋希

(スタンダード市場 コード番号：8783)

問合せ先 執行役員 管理本部長 津田 由行
(TEL 03-6432-9140)

美容脱毛サロン事業の譲渡に関する基本合意のお知らせ

当社は、2023年4月17日付「(開示事項の経過)株式会社ヴィエリスからの一部事業譲受及び新たな事業の開始に関するお知らせ」にて既報の通り、「キレイモ」店舗の一部店舗をフランチャイズチェーンライセンス体制にて事業運営を展開してまいりましたが、2023年9月20日開催の取締役会において、当社が運営する全28店舗を株式会社ミュゼプラチナム(以下、「ミュゼ」と言います。)に事業譲渡することを決議し、事業譲渡に関する基本合意契約を締結いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業譲受から事業譲渡に至る背景

当社は、当社が展開する金融サービス事業において、美容関連大手法人が保有する割賦債権の買い取りを積極推進し、通年で当社グループに安定収益を確保することを企図しており、2022年6月に株式会社ヴィエリスから自社割賦債権を取得いたしました。

しかし、その後の株式会社ヴィエリスの信用不安に起因する経営悪化を受けて、当社が取得した割賦債権の回収に影響が出る可能性が高まったことから、株式会社ヴィエリス等に貸付を行うなど支援を行いました。

しかしながら、状況が悪化の一途をたどることとなったことから、株式会社ヴィエリスと協議のうえで、2022年10月1日より美容脱毛専門サロン「キレイモ」の一部店舗を事業譲受(以下、「事業譲受」)することとなりました(※1)。

※1 経緯の詳細につきましては、2022年9月28日付開示「株式会社ヴィエリスからの一部事業譲受及び新たな事業の開始に関するお知らせ」をご参照ください。

事業譲受を決議した日から現在に至るまで、当社は可能な限りヴィエリス時代の従前顧客に対し、救済措置として2023年2月頃まで無償施術を行いブランドイメージの回復に尽力すると共に、ITシステムの構築、ウェブマーケティング、営業・販促方法の見直しを行うなど当社の持ちうるリソースを活用し事業の立て直しに尽力してまいりました。

事業の譲受当初においては、毀損したブランドイメージやヴィエリス時代の信用不安報道などの影響が大きく、収益を確保する以前に混乱に対応する必要がありました。

従前顧客に対する無償施術を通じて信頼の回復に努め、ヴィエリス時代から所属する店舗従業員に対して安定的な雇用を基にサービスの向上に努めることで、一定程度の成果が見えつつありキャッシ

ユフローベースでは2023年6月時点で単月黒字が実現するなど、譲受当初よりも改善が見られました。

他方、当社の事業譲受の意図は、あくまで当社が既に行っていた有利な割合での割賦債権の買い取り、並びにその債権回収を通じて生まれる利益の確保であったため、当社として固定費のリスクを取り続けることは本意ではなく、従って「キレイモ」一部店舗の事業を譲受する段階から、専門性を有する各種パートナーとのフランチャイズチェーンライセンス契約(※2)の締結を計画・実行し、今日に至るまで、「M's Planning社」と一部店舗においては円滑にフランチャイズ店舗を共同運営してまいりました。

※2フランチャイズチェーンライセンス契約の経緯につきましては2023年4月17日付開示「(開示事項の経過)株式会社ヴィエリスからの一部事業譲受及び新たな事業の開始に関するお知らせ」をご参照ください。

フランチャイズチェーンライセンス契約に基づき、2023年4月17日以降、M's Planning社の協力により、各店舗の収益は改善し適切なシステム構築や店舗運営の改善を行うなど、来期以降の収益向上に向けて体制構築も進捗させてまいりました。

しかしながら、前述の通り、当社の事業譲受における意図はあくまで自社が取得した債権の保護が主な目的であり、事業譲受の当初から事業譲渡を常に検討し、相手先を模索しておりました。

当社とミュゼは、当社がヴィエリスと関わることとなった2022年6月より以前の2021年11月頃から取引があり、当社が展開する「キレイモ」と似た顧客属性を有し、且つ業界大手でもあるミュゼが候補として上がり、両社で慎重に協議した結果、今般の契約に至ったものとなります。

なお、今般の事業譲渡にかかる金額は、現在協議中となっておりますので、本契約の締結時にお知らせいたします。

2. 事業譲渡の概要

当社は、M's Plantage社がフランチャイズ運営先である5店舗及び、当社が直接運営する23店舗(四条河原町店、池袋東口店、北千住店、川越店、盛岡大通り店、札幌駅前店、錦糸町マルイ店、吉祥寺マルイ店、藤沢南口店、千葉駅前店、宇都宮東武駅前店、大宮マルイ店、高崎駅前店、浜松駅前店、名古屋駅前店、名古屋栄店、金山駅前店、阪急梅田駅前店、なんば店、烏丸駅前店、姫路駅前店、岡山店、広島大通り店、福岡天神店、熊本下通店、鹿児島いづろ通店、香林坊アトリオ店、新潟万代店、合計28店舗)を対象に、以下の取引条件で事業譲渡契約を締結し、事業譲渡後、当社はミュゼ傘下となる各店舗を支援することとなります。

当社がミュゼに事業譲渡した後に、当社とミュゼがどのようなパートナーシップを元に協業するかについては、鋭意協議を重ねておりますので、詳細が確定次第、お知らせいたします。

現時点で確定している取引条件

1. 当社はミュゼに対して、当社の運営するすべての店舗について事業譲渡を行うものとする
2. 本事業譲渡により、当社に所属する従業員はミュゼに移管されないものとする
3. 当社関連会社である株式会社エピソワ(※3)に所属する従業員は、ミュゼの傘下となる店舗において継続して勤務することとし、その内容に沿った業務委託契約を株式会社エピソワとミュゼの間で締結するものとする
4. 株式会社エピソワに所属する従業員は、ミュゼの傘下となる「キレイモ」店舗に限らず、ミュゼブランドで展開する店舗に対してもサービスを提供する可能性がある

※3株式会社エピソワは、現在、当社の関連会社としてキレイモ事業の店舗運営を行っている法人です。

今般のスキームにより、当社関連会社に所属する従業員の雇用先は変らぬまま、当社グループが負担する人件費に加えた手数料を譲渡先であるミュゼにお支払い頂くこととなり、当社グループにおける財務状況の改善が期待できます。

また、当社が展開するCLUB CAMELOT、META CAMELOT、META CAMELOTへ実装中のアバタープロジェクト「sine」、各種アンバサダー、当社の出資するRepezen Foxxの専属プロダクション会社等、若者のタッチポイントとなる当社のリソースを複合的に組み合わせ、デジタル空間でのマーケティングに集中してリソースを割くことで、事業譲渡した店舗への送客が増えることが期待できます。

結果、当社・ミュゼ両社にとって、安定収益の構築に資するストラクチャーが実現すると考えております。

3. 譲渡先の概要

(1) 名 称	株式会社ミュゼプラチナム	
(2) 所 在 地	東京都渋谷区代々木3-37-5	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 上田 智一 代表取締役 柏木 俊之	
(4) 事 業 内 容	美容業（脱毛サロン）の経営	
(5) 資 本 金	10,000 千円	
(6) 設 立 年 月 日	2012年12月13日	
(7) 大株主及び持株比率	船井電機・ホールディングス株式会社 100%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	当社から430百万円の貸付を行っております。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

※譲渡先の意向により、純資産及び総資産については非開示としております。

4. 会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき処理を行う予定です。

5. 今後の展開について

当社は、事業譲渡後のパートナーシップ形態について、ミュゼと鋭意協議を行っております。前述した取引条件以外で、拡張したコンサルティングサービス、経営支援サービスを当社からミュゼに対して提供する可能性があります。

なお、当社が暫定的に想定する今後のスケジュールは、以下のとおりです。

- (1) 事業譲渡本契約の締結(最終合意)・・・2023年10月末日 (予定)
- (2) 事業譲渡契約の譲渡代金の払い込み・・・2023年11月 (予定)
- (3) 新たな体制での事業開始予定日・・・2023年12月1日以降 (予定)

※本事業譲渡が、会社法第467条第1項各号の規定に該当するか否かについては、最終合意の内容により流動的でありますので、確定次第お知らせいたします。

また、「譲渡する部門の経営成績」、「譲渡する部門の資産、負債の項目及び金額」については、譲渡先と協議中でありますので、最終合意の段階で公表いたします。

6. 当社グループの連結業績への影響

当該スキームによる当社グループ連結損益への影響は現在精査中であり、確定次第速やかに適時開示いたします。

以 上